平成２５年（フ）第７７３号
大阪府高槻市城南町４丁目４番22号
破産者　有限会社西日本機工
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７１号
大阪市東成区中道４丁目５―14番103号
破産者　株式会社レギューム（旧商号有限会社レギューム）
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６２号
兵庫県姫路市大塩町1970番地
破産者　株式会社アヴァンツァーレ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２０号
大阪市中央区南船場１丁目13番14号西田ビル601号
破産者　デジタルカラー株式会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７１６号
大阪府藤井寺市北岡２丁目13番24号、商業登記簿上の住所大阪府羽曳野市伊賀一丁目14番１号
破産者　株式会社パックアリーナ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
佐賀県鳥栖市神辺町1432番地２
破産者　有限会社鳥栖ストア
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
熊本市北区清水万石５丁目１番104号
破産者　株式会社境産業
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７１８号
東京都日野市日野台２丁目37番地の13
破産者　清水　高彦
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市城辺字長間1470番地
破産者　有限会社ブリッチ企画
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第３１号
千葉県香取郡神崎町神崎本宿298番地
破産者　石井　賢司
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第３３３９号
東京都豊島区駒込３丁目３番21―1404号
破産者　エムエステクノ有限会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３４０号
東京都豊島区池袋２丁目78―８―301
破産者　染谷満寿己
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１２号
東京都豊島区池袋２丁目77番５号　フォーラム・アイエス４階
破産者　株式会社日創
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１３号
東京都豊島区池袋２丁目77番５号　フォーラム・アイエス４階
破産者　株式会社シーエイチシー
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１４号
茨城県土浦市西根南１丁目８―25
破産者　篠崎　正人
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１７号
東京都杉並区西荻南１丁目13番15号
破産者　三邦印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４００５号
東京都渋谷区広尾１丁目７―７―416
破産者　金山　栄主
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２７９号
東京都港区東新橋１丁目２番13号
破産者　イオ株式会社
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４２号
東京都江戸川区瑞江２丁目31番９号
破産者　株式会社グリーンパック
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５４３号
東京都江戸川区新堀１丁目21―15―204
破産者　高橋　光男
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８４２号
東京都葛飾区四つ木５丁目14―１―407　ライオンズマンション立石第２
破産者　斎藤　　隆
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８６３号
埼玉県加須市上種足365―25
破産者　大庭　知惠
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部